



# 皆様の応援で「ふるさと山梨」を 暮らしやすさ日本一に

## ふるさと納税のご案内

### ふるさと納税とは

- 個人が地方公共団体に対して5千円を超える寄附を行った場合に、5千円を超える部分について一定限度（おおよそ個人住民税の1割の額）までは個人住民税と所得税をあわせて控除する制度です。
- 山梨県にご寄附いただけますと、寄附金の領収書を添えて所得税の確定申告を行っていただくことにより、所得税の還付と個人住民税の税額控除が受けられます。

### 寄附金の使いみち

- 寄附金の活用方法は、次の3コースから選んでいただけます。（用途を特定しないコースもございます。）

#### 選択1 ふるさとの 水を育む森林保全 に関する取り組み

- 100万本植樹運動の推進
- 手入れ不足により荒廃した森林の整備 など



#### 選択2 富士山の保全、 環境美化 に関する取り組み

- 富士山レンジャーの設置
- 富士山クリーンキャンペーン など

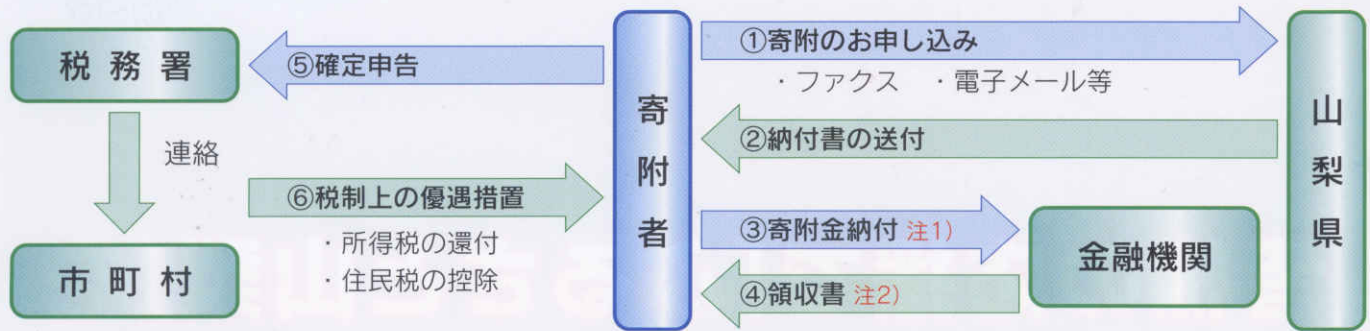


#### 選択3 ふるさとの 青少年育成 に関する取り組み

- 県立美術館・県立博物館等の特別展事業
- ヴァンフォーレ甲府の支援 など



## ふるさと納税の手続き



注1) 山梨中央銀行、山梨信用金庫の各支店、みずほ銀行本・支店、近畿大阪銀行梅田支店からのお振り込みは振込手数料がかかりませんが、それ以外の場合には、手数料のご負担が生じます。

注2) 領収書は翌年の確定申告時に必要になります。大切に保管して下さい。

お申し込み  
お問い合わせ  
窓口

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 山梨県総務部税務課  
TEL 055-223-1386 (直通) FAX 055-223-1390  
E-MAIL zeimu@pref.yamanashi.lg.jp  
URL <http://www.pref.yamanashi.jp/seisaku/40055590897.html>

## 山梨県庁 税務課 行 (FAX 055-223-1390)

※この申出書を受領後、山梨県の担当職員から確認の電話連絡を差し上げます。

山梨県知事 殿

平成 年 月 日

(ふりがな)  
御氏名

御住所

御連絡先 TEL

FAX

E-MAIL

### 寄附申出書

私は、ふるさと山梨を応援するために、次のとおり寄附を申し出ます。

1. 寄附金額 金 円

2. 寄附方法 (いずれかの番号に○を付けてください)

- ① 納付書による寄附 ※後日、納付書を送付いたします
- ② 現金による寄附
- ③ クレジットカードによる寄附 (平成21年9月1日から可能になります)

3. 寄附金の用途 (いずれかの番号に○を付けてください)

- ① ふるさとの水を育む森林保全に関する取り組み
- ② 富士山の保全、環境美化に関する取り組み
- ③ ふるさとの青少年育成に関する取り組み
- ④ 特に用途の指定はなし

4. 生年月日 (謝礼品をお贈りする際に必要なので、もれなくご記入ください)

(西暦) 年 月 日 【 歳】

※ この申出書でいただいた個人情報は、寄附金の取扱い事務以外の目的では一切使用いたしません。